

事由・処分・量定の標準例一覧表

事由	処分							
	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
無断欠勤								
1日								
2日								
3日～5日								
6日～9日								
10日以上								

※上記の日数は連続日数または10年間における累積日数。

※連絡不可能または非常に困難な事情がある場合は、その事後説明をもって、除外する。

(病気、事故、事件、灾害、通信障害、他者の緊急的救助など)

※無断早退も無断欠勤として扱う。

遅刻	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
1ヶ月の間に 1回								
1ヶ月の間に 2回								
1ヶ月の間に 3回								
1ヶ月の間に 4回								
1ヶ月の間に 5回								
2年の間に 2回								
3年の間に 3回								
4年の間に 4回								
5年の間に 5回								

※遅刻時間が10分以内であり、かつ、その回数が1年間に1回である場合は、懲戒処分の対象とはしない。

※出勤不可能または非常に困難な事情がある場合は、その連絡をもって、除外する。

(病気、事故、事件、災害、電車遅延、他者の緊急的救助など)

※無断遅刻の場合で、出勤不可能または非常に困難な事情がある場合は、その事後説明をもって、除外する。

※無断早退も同じ扱いにする。

※無断遅刻が一日の労働時間の過半数を超える場合は無断欠勤として扱う。

※ここでの遅刻は商談および契約締結の遅刻は含まない。

秘密漏洩	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
自己利益のための譲渡								
情報セキュリティ対策の怠り								

※業務における犯罪行為、不正に関しては除外する。

※対策の怠りの2度目以降は必ず無償与、昇給停止、降職のいずれかにする。

個人情報の不正取得	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇

※従業員、役員、顧客の個人情報に限る。

PCの業務外使用	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
1ヶ月の間に1回								
1ヶ月の間に2回								
1ヶ月の間に3回								
1ヶ月の間に4回								
1ヶ月の間に5回								
2年の間に2回								
3年の間に3回								
4年の間に4回								
5年の間に5回								

※災害情報の確認は除外する。

※電車の運行状況など帰宅時の交通機関に関する情報閲覧は除外する。

就業中の飲酒	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇

1ヶ月の間に1回								
1ヶ月の間に2回								
1ヶ月の間に3回								
1ヶ月の間に4回								
2年の間に2回								
3年の間に3回								
4年の間に4回								

指揮命令反抗・無視	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
会社、他の従業員の被害、迷惑が軽微であるもの								
会社、他の従業員の被害、迷惑が重大であるもの								
顧客に被害を与えた場合、迷惑をかけた場合								
累積3度目である場合								

※違法行為の指示は除外する。

※会社側が身体の安全性の確保を怠っている場合は除外する。

※会社都合の不当な要求は除外する。（あらかじめ有給休暇を取得申請しているにもかかわらず出勤を強要するなど）

職場内秩序を乱す発言	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
侮辱								
2回目								
3回目								
名誉棄損								
2回目								

喫煙	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
勤務中の喫煙、または、無許可区域での喫煙								
2回目								
3回目								
4回目								
火気厳禁区域での喫煙								
2回目								
3回目								

パワハラ	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
侮辱								
2回目								
3回目								
違法行為の指示								
2回目								
業務外行為の要求（従業員の私的利用）								
2回目								
私刑								
2回目								

セクハラ	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
発言								
2回目								
3回目								

猥褻なもの、性的なもの、扇情的なものを見せた場合								
2回目								
不必要的身体への接触								
2回目								
不同意わいせつ								

複数回の非違行為	訓戒	譴責	減給	無償与	昇給停止	降職	諭旨解雇	懲戒解雇
1ヶ月の間に3回								
1ヶ月の間に4回								
3年の間に3回								
4年の間に4回								
5年の間に5回								

※これは非違行為の種類を問わずに数える。

※同種の非違行為のみの繰り返しは該当しない。